

## 寄附金等取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本車いすラグビー連盟(以下、「当法人」という。)が受領する寄附金に関し、必要な事項を定める。

### (寄附金の種類及び募集)

第2条 当法人が受領する寄附金の種類は次の通りとする。

- ①一般寄附金 寄附者が用途を特定せずに寄附した寄附金。
- ②特定寄附金 寄附者が寄附の申し込みに当たり、あらかじめ用途を特定した寄附金。
- 2 当規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産を含むものとする。
- 3 当法人は常時、寄附金を募ることができる。
- 4 ①、②の寄附金のいずれも個人、法人問わず募ることができる。

### (寄附金の用途)

- 第3条 一般寄附金は、定款第3条の事業に使用し、一部を管理費として使用するものとする。
- 2 特定寄附金は、寄附者の特定した用途に使用し、一部を管理費として使用するものとする。
  - 3 前項については、寄附者にこの規程を示し、了解を得るものとする。

### (受領の制限)

第4条 寄附金が、次の各号に該当するときは、当該寄附金の受領を辞退しなければならない。

- ①法令に抵触するときのほか、当法人の業務遂行上支障があると認められるとき及び当法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められるとき。
- ②第2条第1項②の特定寄附金について、その用途が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないとき。

### (手続き)

第5条 寄附者は所定の「寄附金申込書」を当法人に提出するものとする。

- 2 寄附金を受領したときは、所定の「寄附金受領書」を寄附者に送付するものとする。

### (補足)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

2019年9月14日制定施行

2021年3月6日改訂

経理科目上の仕訳項目

現金 :現金／受取寄附金

物品(30万円未満):消耗品費/受取寄附金

物品(30万円以上):器具備品などの資産勘定／受取寄附金

年 月 日

(一社)日本車いすラグビー連盟 殿

寄附申込者  
住 所  
氏 名

印

寄 附 金 申 込 書

下記のとおり寄附します。

記

- 1 寄附品名称(物品)
- 2 寄附金額
- ※1, 2 いずれか記載
- 3 寄附の目的
- 4 寄附の条件
- ※使用目的に制限をつける場合等に記載
- 5 寄附予定年月日
- 6 氏名公表の希望 < 有 ・ 無 >
- 7 その他

事務担当者連絡先

振込先口座

銀行名 : みずほ銀行 虎ノ門支店(店番号046)

口座番号 : 普通 4440216

口座名義 : 一般社団法人日本車いすラグビー連盟

フリガナ : シヤ)ニホンクルマイ斯拉グビーレンメイ